

川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱

(令和8年3月13日改正時市長決裁 7川経北管第748号)

(通則)

第1条 川崎市卸売市場関係団体事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市卸売市場の振興と発展を図るため、団体の運営に要する経費に対して補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助対象団体等)

第3条 補助の対象団体(以下「補助団体」という。)は、川崎市中央卸売市場北部市場協会とする。
2 補助金の対象経費は、団体の運営及び実施事業に要する経費で、別表第1に定める経費区分に該当し、市長が必要かつ適当と認める経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助率及び補助金の限度額は、別表第2に定めるところにより、予算の範囲内において交付するものとする。
2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助団体がこの補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に当該年度の事業計画書、収支予算書及び誓約書(第2号様式)を添えて市長に提出しなければならない。また、市長が必要と認めた場合は、その他必要書類を提出させることができる。

(審査及び交付又は不交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。
2 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

(交付決定又は不交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び条件等について交付決定通知書(第3号様式)により、補助団体に通知する。
2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、その決定の内容及び条件等について不交付決定通知書(第4号様式)により、補助団体に通知する。

(申請の取下げ)

第8条 補助団体は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の内容又は条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取り下げることができる。

(補助事業の変更又は中止)

第9条 補助団体は、交付の決定を受けた補助事業の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助対象経費を増額する場合であっても、補助金の交付額は第6条における交付決定額を上回らないものとする。また、次の各号のいずれにも該当するときは、軽微な変更として変更申請書の提出は要さず、事後の報告で足るものとする。

(1) 第5条における交付の申請の際に市長に提出した事業計画書に記載した内容に変更を及ぼさない範囲であること

(2) 次のいずれかに該当する場合であること

ア 補助対象経費を減額する場合

イ 同一の経費区分において経費の配分を変更する場合

ウ 経費区分間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合

エ 補助対象経費を増額する場合であって、増額が既に申請した補助対象経費の3割以内となる場合

2 市長は、前項の変更申請書の提出を受けたときは、審査の上、適正であると認められるものに対し、その決定の内容及び条件等について変更承認通知書(第6号様式)により、補助団体に通知する。なお、審査の結果、変更を認めない決定をした場合は、変更不承認通知書(第7号様式)により、補助団体に通知する。

3 補助団体は、交付の決定を受けた補助事業を中止しようとするときは、中止申請書(第8号様式)により市長に届け出、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の中止申請書の提出を受けたときは、審査の上で中止を承認し、中止承認通知書(第9号様式)により、補助団体に通知する。

(実績報告)

第10条 補助団体は、事業完了後速やかに、実績報告書(第10号様式)に事業報告書及び収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、報告書の審査を実施し、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書(第11号様式)により、補助団体に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助団体は、前条の交付確定通知書を受領したのち、速やかに市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助団体に対してその交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助団体から第8条に規定する申請の取下げがなされたとき
- (2) 第9条第4項に規定する承認をしたとき
- (3) 補助団体が虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 補助団体が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項及び第2項の規定に違反したとき
- (5) 補助団体がその他法律、条例、規則、この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反するなどし、市長が交付決定の取消しが妥当と認めたとき

(指導及び監督)

第14条 市長は、補助団体に対し、必要と認めたときは指導及び監督を行うことができる。

(神奈川県警察本部への照会)

第15条 市長は、必要に応じ、補助団体の代表者が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員）に該当するか否かについて、神奈川県警察本部長に対し照会を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、本市条例等に定めのある場合を除き、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

なお、この改正の前に申請のあった補助事業については、従前の要綱の規定を適用する。

別表第1

補助目的	補助内容	補助対象経費	
		経費区分	内訳
川崎市卸売市場の円滑な運営を図り、市場の活性化及び振興発展に資するため	当該団体の運営及び実施する調査・研究・広報及び研修事業、地域交流・区民祭協賛事業、保安対策・福利事業等の事業について補助する	役員費	通信運搬費、手数料、保険料
		需用費	消耗品・備品費、光熱水費、会議費、印刷製本費
		使用料及び賃借料	会場使用料、物品等賃借料
		外部費	委託費、諸謝金、負担金
		その他目的達成に必要と認める経費	その他目的達成に必要と認める経費

別表第2

補助率	補助限度額
4分の1以内	250,000円

年 月 日

川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付申請書

(宛て先) 川崎市長

(申請者)
所在地
団体名称
代表者職・氏名

上記補助金について、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

補助対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業概要	別紙「事業計画書」のとおり
補助金額等	事業費総額 (予定) 円 補助対象経費額 (予定) 円 補助金申請額 円 詳細は別紙「収支予算書」のとおり
添付資料	・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 誓約書 (第2号様式)

年 月 日

誓 約 書

(宛て先) 川崎市長

(申請者)

所 在 地

団 体 名 称

代表者職・氏名

申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提供することについて、同意します。

代表者

氏名	性別	自宅住所	生年月日
(フリガナ)			

(注1) 氏名には振り仮名を付してください。

(注2) 性別は任意記載。ただし、照会時に性別が必要となった場合には教えていただくことがあります。

所在地
団体名称
代表者職・氏名

川崎市長

川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった川崎市卸売市場関係団体事業補助金について、次のとおり交付を決定したので、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

- 1 補助事業の実施期間、要する経費、補助率及び補助金の額は、次のとおりとします。
実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
補助対象経費 金 円
補助率 補助対象経費の4分の1 (上限額250,000円)
交付決定額 金 円
- 2 この補助金は、事業目的以外に使用してはなりません。
- 3 川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき補助事業を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。この場合、補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知します。
- 4 事業完了後速やかに、実績報告書(第10号様式)に事業報告書及び収支決算書を添えて提出してください。
- 5 補助金額の確定に際しては、実績報告書にある補助対象額に補助率を乗じた金額又は補助金交付決定額のいずれか低い額を補助金の交付額の上限とします。
- 6 完了検査の結果、申請内容と異なる場合、補助金の交付額を変更することがあります。
- 7 代表者が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。)であることが判明したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。
- 8 川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)及び補助金交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

第4号様式

川 経 北 管 第 号
年 月 日

所 在 地
団 体 名 称
代表者職・氏名

川崎市長

川崎市卸売市場関係団体事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった川崎市卸売市場関係団体事業補助金について、不交付を決定したので、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川崎市卸売市場関係団体事業補助金変更申請書

(宛て先) 川崎市長

(申請者)
 所 在 地
 団 体 名 称
 代表者職・氏名

交付決定を受けた補助事業について、次の理由により変更したいので、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、変更を申請します。

交付決定通知	年 月 日付け川崎市指令経北管第 号	
変更の理由		
変更の内容	変更前	変更後
取組の内容 (具体的に)		
実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象経費	円	円
補助金申請額	円	円
経費の配分	別添「経費配分変更書」のとおり	

※変更申請を要する部分のみ記載してください。

別添

経費配分変更書

(単位：円)

科目	金額		備考（内訳等）
	変更前	変更後	
役 務 費			
需 用 費			
使用料及び賃借料			
外 部 費			
そ の 他 経 費			
合 計			

川 経 北 管 第 号
年 月 日

所 在 地
団 体 名 称
代表者職・氏名

川崎市長

川崎市卸売市場関係団体事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあったことについて、次のとおり変更を承認したので、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

- 1 変更後の補助事業の実施期間、要する経費、補助率及び補助金の額は、次のとおりとします。

実 施 予 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

補 助 対 象 経 費 金 円

補 助 率 補助対象経費の4分の1 (上限額250,000円)

交 付 決 定 額 金 円

- 2 その他、補助金交付決定に際して付す条件については、年 月 日付け川崎市指令経北管第 号の交付決定通知書にて通知したとおりとします。

第7号様式

川 経 北 管 第 号
年 月 日

所 在 地
団 体 名 称
代表者職・氏名

川崎市長

川崎市卸売市場関係団体事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった川崎市卸売市場関係団体事業補助金について、変更を承認しないこととしたので、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川崎市卸売市場関係団体事業補助金中止申請書

(宛て先) 川崎市長

(申請者)

所在地

団体名称

代表者職・氏名

交付決定を受けた補助事業について、次の理由により中止したいので、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき申請します。

中止の理由	
-------	--

第9号様式

川 経 北 管 第 号
年 月 日

所 在 地
団 体 名 称
代表者職・氏名

川崎市長

川崎市卸売市場関係団体事業補助金中止承認通知書

年 月 日付けで提出のあった中止申請のあった川崎市卸売市場関係団体事業補助金について、中止を承認したので、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川崎市卸売市場関係団体事業補助金実績報告書

(宛て先) 川崎市長

(申請者)
所在地
団体名称
代表者職・氏名

交付決定を受けた補助事業について、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

交付決定通知	年 月 日付け川崎市指令経北管第 号
実施結果	別紙「事業報告書」のとおり
補助金額等	事業費総額 円 補助対象経費額 円 補助金額 円 詳細は別紙「収支決算書」のとおり
補足事項等	

川 経 北 管 第 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 名

川崎市長

川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった川崎市卸売市場関係団体補助金の交付については、川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり交付額を確定したので通知します。

- 1 交 付 決 定 額 金 円
- 2 補 助 対 象 経 費 金 円
- 3 補 助 率 補助対象経費の 4 分の 1
- 4 交 付 確 定 額 金 円
- 5 交付確定額は補助対象経費に確定補助率を乗じた金額又は交付決定額のどちらか低い額とします。
- 6 川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 1 3 年川崎市規則第 7 号）及び要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。